

# 廃棄物・資源循環

## 目次

表1	産業廃棄物処理施設の設置状況	(43)
表2	産業廃棄物処理業者数	(44)
表3	産業廃棄物の県内外への搬出、搬入の状況(平成25年度)	(44)

表 1 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類 (処理能力)		件数	処理能力	
中間処理施設	汚泥	脱水施設 (10m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	325	75,274.4m <sup>3</sup> /日
		乾燥施設 (10m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	8	844.7m <sup>3</sup> /日
		乾燥施設 (天日) (100m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	1	126.0m <sup>3</sup> /日
		焼却施設 (5m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの)	26	1,502.5m <sup>3</sup> /日
	廃油	油水分離施設 (10m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	15	1,115.8m <sup>3</sup> /日
		焼却施設 (1m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの)	28	968.6m <sup>3</sup> /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	5	10,592.0m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	破碎施設 (5t/日を超えるもの)	75	6,721.2t/日
		焼却施設 (100kg/日を超えるもの又は火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの)	37	598.0t/日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	363	162,854.1t/日	
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	1	14.4t/日	
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	4	61.6m <sup>3</sup> /日	
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	2	23.6t/日	
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	3	113.5t/日	
	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの)	52	2,371.5t/日	
小 計		945	—	
施設の種類		件数	残存容量	
最終処分場	遮断型	4	4.7 千 m <sup>3</sup>	
	安定型	42	1,185.5 千 m <sup>3</sup>	
	管理型	63	9,582.4 千 m <sup>3</sup>	
	小 計	109	10,722.6 千 m <sup>3</sup>	
計		1,074	—	

(注) 1 平成 27 年 3 月末現在 (名古屋市分、豊橋市分、岡崎市分及び豊田市分を含む。)

2 「遮断型」は、コンクリート製の仕切りなどで雨水や地下水と遮断された構造であり、有害な産業廃棄物を埋立て処分できる施設である。

「安定型」は、性状が安定している産業廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類) だけを処分できるもので、主に飛散及び流出を防止する構造となっている。

「管理型」は、「遮断型」と「安定型」で処分されるものを除いた産業廃棄物を対象としており、遮水工や浸出液の処理設備などを備えた構造となっている。

3 最終処分場の残存容量については、最終処分場設置者からの報告を基に平成 26 年 3 月末の残存容量を集計したものである。

(資料) 環境部調べ

**表 2 産業廃棄物処理業者数**

営業の種類	県知事許可 (%)	名古屋市長許可 (%)	豊橋市長許可 (%)	岡崎市長許可 (%)	豊田市長許可 (%)	合 計 (%)
産業廃棄物 収集・運搬	7, 573 (85.2)	276 (66.5)	89 (51.4)	90 (62.1)	116 (58.3)	8, 144 (82.9)
産業廃棄物 処 分	545 (6.1)	109 (26.3)	65 (37.6)	48 (33.1)	71 (35.7)	838 (8.5)
特別管理産業廃 棄物収集・運搬	745 (8.4)	21 (5.1)	14 (8.1)	5 (3.4)	6 (3.0)	791 (8.1)
特別管理産業廃 棄物処分	30 (0.3)	9 (2.2)	5 (2.9)	2 (1.4)	6 (3.0)	52 (0.5)
合 計	8, 893	415	173	145	199	9, 825

(注) 1 平成 27 年 3 月末現在

- 2 同一業者が県知事、名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長及び豊田市長の許可を取得している場合や、複数の営業の種類を取得している場合があるため、合計数の業者数は重複している。
- 3 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいう。
- 4 この構成比の数値は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合がある。

(資料) 環境部調べ

**表 3 産業廃棄物の県内外への搬出、搬入の状況(平成 25 年度)**

単位：万トン

区 分	中間処理目的	最終処分目的	計
県内への搬入量	98	1	98
県外への搬出量	236	13	249
差 引	△138	△12	△151

- (注) 1 搬入量は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書、搬出量は産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書による。
- 2 搬入量は、県内の中間処理業者及び最終処分業者が県外から受け入れた量である。
- 3 搬出量は、県内の収集運搬業者が県外へ運搬した量である。
- 4 万トン未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(資料) 環境部調べ